



新組長さんへ(H30)

新組長さん1年間よろしくお願ひ致します。

お世話戴くお仕事は、【1】～【5】です。

【1】 組長会議(毎月第一日曜日・14時～15時)

への出席し、回覧物の配布

【2】 町内会費の集金&入金(会計に)

【3】 組内世帯の掌握

【4】 防災委員として

a) 防災訓練への参加(年3～4回)です

b) 災害時の組内の「安否確認」

【5】 その他

a) 町内行事への参加

b) 葬儀発生時は担当理事へ連絡

c) 「支えあいカード」の作成協力

😊😊😊以上よろしくお願ひ致します。😊😊😊



理事さんへ(H30)

4月から、町内会も新しい年度に入ります。理事さんには、これからの1年間よろしくお願ひ致します。町内会として理事さんにお世話戴くお仕事は次の通りです。

【1】「組長会議」への出席

基本的に毎月第一日曜日の午後2時から「町内会館」で開催します。

*但し、第一日曜日が1日の月は、翌週の第二日曜日（8日）になります。

【2】「町内会費」の集金と入金

町内会の会計年度は「4月から翌年3月迄」です。

基本的には、組長に集金をしてもらいますが、もし組内に未収金が生じた時、組長に同行し一緒に集金願ひます。

但し、3月の組長会議までには、当年度の集金&入金は終えて下さい。

【3】「組内世帯」の掌握

（組長からの連絡で）組内に「転入」があった時は「所定の用紙」（町内会館かホームページに有）に住所・世帯主氏名等を、また世帯主が変わった時、「転出」した時は、世帯主氏名を総務部長まで連絡して下さい。

【4】「回覧物」の回覧手配及び配布

組長会議に組長が欠席の時、会議で配られた「会議資料」等（回覧物・広報紙）は、速やかに組長へ届けて下さい。

【5】「町内会防災委員会」の一員です。

（a）「防災訓練」への参加

災害時に備えて、毎年3～4回「防災訓練」（1回は豊田小学校合同）を実施しておりますので、必ず参加して下さい。

（b）災害発生時は、組内の「安否確認」と「避難誘導」

地震、水害等による災害が発生した時は、組長が「安否確認」をしますが、必ずフォローして下さい。尚、行政から避難指示等が出た時は、速やかに豊田小学校へ誘導して下さい。

(c) 災害発生時の要援護者への支援

自宅（家族）の安全、自らの避難を第一としながらも、余裕のある限り周囲と協力して(民生委員、家庭防災員からの要請も)要援護者の避難を手助けして下さい。

【6】町内会の行事（運動会、盆踊り、長沼八幡社祭礼等）には出来るだけご参加下さい。

【7】葬儀発生時の連絡と対応

担当組内で発生した場合は、福利厚生部長へ、「氏名、年齢、通夜、葬儀の場所」及び時間等を連絡して下さい。（用紙は会館に有）

【8】その他（特に「支えあいカード」作成：重要）

(a) 「支えあいカード」の作成

災害発生時「避難指示・勧告」が出た時に、避難所まで自力で行くのが困難な方、家族の力だけでは避難が困難な方の情報提供を頂いてます。

（個人情報には細心の注意をしており、災害時以外は使用しません。）

(b) 組内で盗難、ボヤ等事件が起こった時は、警察、消防への通報と共に町内会三役へ連絡して下さい。

(c) 組内で不具合箇所、ごみ問題等が発生した時は、その解決に努める共に町内会三役（会長・副会長）に連絡して下さい。

(d) 組内の街路灯が点灯しない時は、町内会三役に連絡して下さい。

・・・・・・・・以上、一年間よろしくお願い致します。・・・・・・・・